

第2号様式(第12条関係)

令和5年度第1回大和市街づくり推進会議 会議要旨

1 日時 令和5年4月13日(木) 10時00分から12時03分まで

2 場所 本庁舎 5階 委員会室

3 出席者 11名(うちオンライン参加2名)

4 傍聴人数 0名

5 議題

・みんなの街づくり条例について

【会議資料】

・次第

・資料1 令和5年度大和市街づくり推進会議の予定

・資料2 街づくり推進会議の役割について

・資料3 大和市街づくり賞について

・資料4 大和市みんなの街づくり条例について

■令和5年度 第1回 大和市街づくり推進会議 会議録■

[会議名称] 令和5年度 第1回 大和市街づくり推進会議

[開催日時] 令和5年4月13日(木) 10時00分から12時00分

[開催場所] 本庁舎 5階 委員会室

[出席委員] 11名(欠席:0名)

[現地出席] 杉崎 和久/黒石 いずみ/ホーテス シュテファン/三浦 由理/大峰 英一/小幡 剛志/
須賀 良二/山田 俊明/星野 澄佳

[WEB出席] 河村 奨/平田 章

[欠席] なし

[事務局] 7名(街づくり施設部長、街づくり推進課長、街づくり推進課街づくり推進係5名)

[担当課] 街づくり施設部 街づくり推進課 TEL.046-260-5483

[傍聴者] 0名

[公開の状況] 公開

I. 会議次第

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長及び会長職務代理の選出

5. 報告

(1)今年度の予定について

(2)街づくり推進会議の役割について

(3)大和市街づくり賞について

6. 議題

(1)大和市みんなの街づくり条例について

7. 閉会

Ⅱ. 内容

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長及び会長職務代理の選出

大和市街づくり推進会議規則第4条の規定に基づき会長を互選
引き続き杉崎委員を推薦、全会一致で会長を杉崎和久委員に決定
会長より会長職務代理として、黒石いずみ委員を指名
[会長あいさつ後、各委員より簡単な自己紹介]

5. 報告

(1)今年度の予定について

事務局より、今年度の街づくり推進会議のスケジュールについての予定を説明

質疑応答(○…委員 ▼…市)

○今年度4回会議開催を予定している。主な議題はみんなの街づくり条例について議論をしていきたい。

(2)街づくり推進会議の役割について

事務局より、街づくり推進会議の役割について説明

○この会議の役割の位置づけは、みんなの街づくり条例が主たるものになるが、議題にあがることが少ない。過去5年の議題を見ると、令和3年度にある「地区街づくり準備会登録」がこれに該当する。屋外広告物については令和3年度に一度、除却協力員(ボランティア)についての議題があった。景観に関するものは過去5年に案件がないが、勧告や何かトラブル等があったときに議題に上がってくる。景観計画の変更や景観重要建造物の指定等は、この会議にて議論することになる。景観重要建造物の指定等の案件があるとよいが、今のところ今年度もその予定はないので、議題の想定にはなっていない。その他、令和4年度の都市再生整備計画中央林間地区事後評価、令和2年社会資本総合整備計画事後評価が議題となっているが、これらは国から補助金をもらって行っている事業で、事後評価をすることが国の大きな仕組みの中にあり、それを受け止めるための特別な委員会がないので、街づくり推進会議がその役割を担っている。若干、委員の見識から難しい案件ではあるが、事後評価が議題として時々入ってくることがあり、これも今年度は予定がない。平成31年度の都市計画マスタープランの改正に関する議題もある。この改訂は、都市計画審議会が中心であるが、街づくり推進会議も街づくりを議論しているので、審議をするというよりは、マスタープラン策定過程での意向聴取の対象となっている。

(3)大和市街づくり賞について

事務局より、大和市街づくり賞について説明

○先ほど、推進会議の役割についての説明もあったので、補足の説明が必要な部分があれば教えてほしい。

- 条例で定められている審議会以外に、景観アドバイザーや専門組織のような案件を審議する機関はあるのか。
街づくり推進会議と都市計画審議会の2機関のみか。
- 景観審議会のような組織はないので、街づくり推進会議がその役割を担っている。都市整備部門で都市計画を中心とする街づくりについて検討する審議会のような組織は他にあるか。
- ▼街づくりに関する審議会は、街づくり推進会議と都市計画審議会の2機関である。
- アドバイザーも入れていないのか。
- ▼入れていない。
- ▼景観計画と景観条例、屋外広告物条例を策定する時には、景観形成検討会という附属機関ではない任意の機関を組織して、諮問答申を行って条例等を策定した経過がある。新しいものを策定する際には、任意の組織を立ち上げることも考えられる。
- 現状は条例の見直しや景観計画変更等については、街づくり推進会議に委ねられているということによろしいか。
- ▼その通りだ。
- 実際は街づくり推進会議の開催回数も限られているので、中間報告や最終的な諮問答申がこの会議の議題になり、この会議に上がってくる前にはもう少しワーカブルに策定委員会を組織することになるのか。
- ▼景観や屋外広告物に関しては、変更や見直しについては、街づくり推進会議から部会を組織することもあるかもしれない。その中には新たにアドバイザーのような方も含めて組織することも考えられる。
- 屋外広告物についても独自条例はあるが、屋外広告物に特化した独自の検討部会はないということによいか。
- ▼その通りだ。
- 都市計画審議会で審議されるもの以外については、街づくり推進会議にて受け止めるのが実態になっている。
- 何期か委員を務めているが、これまでの会議は景観の話より、市民の意識啓蒙について積極的に議論していたことを記憶しているが、街づくり推進会議は景観に重点を置いた会議なのか。
- 景観に関する事項も街づくり推進会議の役割になっているが、実際には過去5年の中で景観について議論されたことがほとんどなく、街づくり賞について多く議論している。
- 街づくり賞というと景観の要素を含むものも多かったが、以前はもっと大和の歴史的な環境や自然環境をどうやって守っていくか等の環境という大きな括りの議論もあったように記憶しているが、今のお話では景観に特化した委員会としての特徴が固定したということか。
- この会議の中心は地区街づくりである。景観もあるけれども、地域で街づくり組織や、プランを策定、場合によってはルールを作るための後押しをしていくというのが、みんなの街づくり条例である。この仕組みを活用した街づくりが出てきていない現状があるので、他の話題がなければみんなの街づくり条例の議論を今年度じっくり行うという認識だが、その認識で間違いはないか。
- ▼その通りだ。この後、議題にてみんなの街づくり条例についてご説明をさせていただく。
- 街づくり推進会議の役割について、他にわからないことがあれば事務局へ問い合わせをお願いします。
- 街づくり賞については、報告事項ではあるが、第22回の進め方について確認をする。事務局との事前打ち合わせでは、今年度は街づくり賞を議論することになっていた。第21回街づくり賞では、テーマ、募集方法等、とても丁寧に議論し、街づくり推進会議は街づくり賞選定委員会のような会議になっていた。毎回同じように行っていたら丁寧にやりすぎであり、今年度街づくり賞のみを議論するのは、街づくり賞に時間をかけすぎであるので、会議の中で街づくり賞を議論する時間を減らし、もっと大きな議論を行ったほうがよいのではないかという提案を事務局へ行った。その結果を踏まえた議題が本日の会議にて提示されている。みんなの街づくり条例がもう少し活用

できるものにする議論を優先し、街づくり賞はそれと並行してできる範囲で議論するのはいかがか。街づくり賞について、じっくり議論しようというようなご意見があれば伺いたい。次回以降の街づくり推進会議にて、街づくり賞の開催概要について事務局案として、今まで募集してきたテーマのサイクルで募集する案が提示されるので、加えてSDGsで募集したい等のご意見があれば議論する。時間かけてテーマの検討等行わず、毎回の会議にて、街づくり賞に関する議論を行わない方法で実施するのが本日の提案である。

- 担当していた事務局の手ごたえ感、このステップは有効的であった等の何か感想があれば聞きたい。
- 「居場所」というテーマで募集した実感もあるかもしれない。
- 何か実施したときに、事後評価として、それがどういう効果を持ったのかを少しパブリックに情報収集すると、やっていることの意義が明確になるが、事後評価は実施したことはあるか。例えばアンケートで関心も持つ人が増えた、街の景観がこんな風によくなった等の街づくり賞の効果がわかる事後評価があるとよい。
- ▼事後評価というほどのものではないが、他の啓発事業として、街づくりサポーターと公募市民と、過去の受賞事例を回った。受賞事例の中には、現存しないものや、受賞当時の状態が維持され、周囲にもその影響を与えているものもあったが、具体的に事後評価という形では残していない。
- 例えば街づくりサポーターへの応募者が増えたというようなことはないか。
- ▼あまり変化はない。
- 増えるとうい評価ができる。
- 委員のご指摘は大切なことであり、事業の終わりは総括をした方がよい。客観的なデータである必要はなく、今回でいうと「居場所」というテーマを取り上げてやってみて、これだけの応募を掘り起こしたが、事務局の担当として、これまでの街づくり賞の中で、こういうアプローチで行ったから新たな手ごたえがあった、街づくりの新たなニーズからどうだったか等、次回の会議にて、第21回街づくり賞の総括を体感的な話でもよいので報告してほしい。受賞者へ記念品をお渡しして終わりではなく、総括を付けた方がよい。
- ▼第21回の街づくり賞では、年度を跨いで応募期間を半年程度設定した結果、応募が43件集まり、手ごたえは十分あった。今までは応募期間が1か月程度で短かったので、応募していただくのに苦労していた。今回長めに募集期間を設定することにより、応募が増えた。
- これまでと違って応募期間を延ばしたことや、「居場所」をテーマに設定した手ごたえ等、事務局としてこういうことをやって、こんなことがあった、やってみたら今までと違って、こういう人たちが手を挙げて応募してくれた、事務局も苦労して掘り起こした等、そういうのが聞きたい。
- ▼次回報告する。
- 令和4年度第5回街づくり推進会議を书面開催にて行ったが、その中で街づくり賞を振り返って意見を記入する部分があった。その意見も反映できるものがあれば、反映してほしい。
- いずれにしても実施して終了ではなく、効果の検証があったほうがよい。次回報告をお願いする。他に意見等あるか。
- 都市計画で定めている用途地域について、用途地域を決めたのは何十年も前であり、街づくりを目指して決めた都市計画に合った街づくりになっているのかを考えていかないといけないと思う。大和市の人口は増加していて24万人になっている。暮らしやすい街づくりを実施しているのだと思うが、商業地域や工業地域にどれだけ住宅が入っていきいているかを考えると、商工業がやりづらい街になっているのかを感じる場所である。商業地域にマンションが乱立しており、マンションにより商業がやりづらい環境は街づくりとしておかしいと思うので、何かできないかという思いもあり、この会議への参加を希望した。実務をしていると工業地域なのに住民の反対で工場が

建築できない事態も起こっている。商業地域で商業地を活性化したいのに音がうるさいという住民の声だけで、商業を活発にするお祭りが縮小されることが現状にある中で、そこをどう守っていくか。駅前の活性化は住宅ではない。答えを持ち合わせているわけではないが、何かできないか。商業地域、工業地域にどれだけの商業や工業の用途が張り付いていないといけないと考えるのか。商業や工業等を営む事業者が多くいると、税金も多く入ってくる。出来上がっている街に、外から入ってくる人により、今までの街を崩していくことになり、これまで住んできた住民は、街が使いづらくなっていく現実がある。街づくりの観点から商業や工業を守っていこうという思いで、何かできないのか討論できることを期待している。

- この街づくり推進会議の役割なのかということもあるが、事務局から何かあるか。
- 街づくりの観点から商業や工業を守っていく検討を期待するという、その思いに賛成である。街づくり推進会議の役割として大きい。先ほど、街づくり推進会議や都市計画審議会の他にどんな審議会があるのか質問したのは、例えば、街の中の産業構造を考えながら、用途地域を考え、地区計画を考えるという部門があるのであれば、その部門に議論をお任せしてもよいかもしれない。街づくりという広範の中で、考えなければならないとするならば、準工業地域や用途地域そのものの定義が曖昧になっているものを街づくりのなかで、どう大和市が進めていくのか重要だと思う。それは、街づくり賞を選定する際に、例えばこういう商業と工業のマッチングが良いというような応募や選定ではなく、生活者の目線だけで、快適だと思ふ場所や心地よい場所の応募のなかでそのまま選定したことに対し危うさを感じた。工場の土地利用と住宅が近接した地域の共同のイベント事業や、大田区のおおたファクトリーでは工場に住民を招いて実際の作業見学・体験することで、閉鎖になりがちな工場と地区住民とが関わる街づくりを行っている。そうした事を将来像として検討することなく、上澄みをすくっているような印象を受けるので、委員のご指摘に賛成する。
- とても面白い。やはり、下北沢や渋谷の活動で議論しているのは住民だけではない。今は「通いの住民」という言葉もあり、そこで働いている人もある意味では住民と考えて、その企業やお店がどうやって住んでいる住民と交流するのか、事業を一緒に行うのかを模索するプロジェクトがたくさん動いている。それが活性化に本当に繋がる認識になっている。守られる存在としての住民というより、住民の中の多様性をもっと生かしてやっていこうということで、商工業の方も歩みより、お互いの調停をする機会が増えている感じが渋谷では明らかである。活動の中には、商工会や青年会議所の人も多く入っていて、企業活動と街づくり、住民活動をどうやってマッチングしていくのかを行っている。このようなことは都市計画審議会で行っているのか。
- この会議と都市計画審議会の役割でいうと、街づくり推進会議では、みんなの街づくり条例をどうするか議論する時に、現状の制度では比較的住宅地を中心とした環境維持をする活動を後押しして、ルールを作成することが前提になっているが、もっと広く地域が主体となった活動することを後押しするということになれば、色々な支援の仕方があるというような議論が考えられる。どういうケースを想定して、どういう地域や事業者さんの活動がありそうで、それを後押しするための条例の仕組みとして何ができるかという議論はあると思う。大和市 がこういう場所で、こういう方針を持って都市計画を変えていこうということは、この会議では議論しにくい。先ほどのお話からすると、行政がリーダーシップを取るのではなく、事業者と住民が一緒にやっていくというスケール感を持ってみんなの街づくり条例について議論していくということには繋がる。エリアマネジメントの話はまさにその話である。
- 都市計画を変えていこう、用途地域を変えようという話ではない。
- その通りだ。
- 商業も住宅の近くに上手く調和すれば、高齢化社会の中で歩いて行ける商業になる。そういうソフトマネジメントを街づくり推進会議の中でどれだけ提案していけるのかということが重要である。

- この会議で想定して、そういう活動を後押しするためには、どういう仕組みが必要かということがみんなの街づくり条例の検討に上手く乗ってくると、20年前のルール作りを想定している街づくり支援ではない、支援方法の議論ができる。
- おっしゃる通りだ。渋谷区では用途区分を大幅に変えてはいないが、エリアの中に細かい区分や適用例を後から付け足す形で現状に適用していることがある。全て賛成しているわけではないが、効果を生んでいる部分もある。
- 今の都市計画の規制だけでは、その地域の状況に合わないので追加で規制するということは、今の仕組みの中でもできる。横浜市にある準工業地域では、工場の人たちが工場内で何をやっているのか地域の人たちに知ってもらうイベントを行っている場所もある。もともと工場があり、ものづくりがある街に住んでいることを押し付けるわけではなく、ソフトな活動を通して、魅力的な街であることへの理解が得られることもある。ソフトな活動も後押しし、場合によっては住居系の用途に対する規制するような議論もあるかもしれない。規制から活動、事業として運営していく等、幅広い街づくりの活動を今の条例の仕組みだと受け止められない。
- 先ほどのご指摘の通り、街づくり賞の応募の中に商業と工業のマッチングが良いというような応募が増えてもよい。
- 大和市内には、この会議にて新しいアイデアとして提案しなくても、実は実施している活動について、行政を中心に発掘し、掘り起こしていくことができるかということに、とても期待が大きい。
- その通りだ。可能性がある。
- 近隣市でも同じような状況であったりするので、近隣市での取組も同じような課題があった時のアプローチとして行っていることがあると思うが、みんなの街づくり条例の議論の際に、論点として空き家問題や工業系用途の中での住宅の混在、街中にマンションが増えている等、様々あると思う。
- 市長の話の中で、農地であった場所の道路の周りに住宅が密集していて危険であるというお話があった。例えば地下水脈、農地、森林など、歴史的に昔はどういう場所だったのかというのは、地域の環境的な合理性の基盤でもある。自然の合理性と、産業の合理性があわないと災害の時にとても弱いので、歴史的な事や現状はどうなっているのか調べることから始めていくと面白い。
- 生産緑地にかかっている減税の期限も切れて、土地が放出される時期である。それを無視して見守るだけではないのか。どうやって農地が転用されていくか市は注視していく必要がある。
- みんなの街づくり条例の見直しにつながってくる議論だと思うので、現状の条例の仕組みについて説明をききながら、本日何か結論を出すわけではなく今後に向けての頭出しを行う。
- 都市計画図の説明も合わせて行ったらどうか。割と珍しいパターンの都市計画になっているので、みんなの街づくり条例と合わせて説明をお願いする。

6. 議題

(1)大和市みんなの街づくり条例について

事務局より、都市計画図及び大和市みんなの街づくり条例について説明

質疑応答(○…委員 ▼…市)

- 都市計画の進め方として、行政が変えるのではなく、今ある用途地域を前提として、地域ごとに街づくりをルールも含めてどうしていくかということになる。エリアごとの課題があって、そのエリアで街づくり条例が使えるのかどうかという議論の方法もある。次回詳細に都市計画マスタープランの課題図のようなものの説明をいただく等、条

例を検討するにあたり、典型的な地域課題があって、都市計画に加えてソフト、ハード含めて後押しできる支援の仕方について議論する方法がよさそうである。

- 地域の状況への理解がなく、街づくりの推進を考えるのは難しいと思う。
- 初めてみんなの街づくり条例の説明を聞く方は情報の嵐であったと思うが、委員を長く勤めていらっしゃる方は確認することができたと思う。これが大和市の地域が主体となって街づくりを進めていく後押しをしていく仕組みである。ポイントとして、団体の活動に対して、専門家の派遣や活動費用の助成があり、また、その地域で合意した計画に対して市が認定を行うことである。法律に基づくルールと、商店街や町内会などの地域が決めるルールとの間に、市が後押しするルールとして条例に基づき認定したルールがある。先ほどの議論によると、今の仕組みでも、もっと使いこなせるのではないかという議論もあるかもしれないが、この仕組みだけだと、先ほどのエリアマネージメントのような話が出てくると、地域の人が合意するというような要件があると、使い勝手が悪いというようなことも考えられる。もっと条例を活用してもらうためにどう周知するかという話と、もう少し幅広く応援できる対象や仕組みについて、例示的に出てきた課題を見ながら、議論を場合によっては2年くらいかけて行う。そのベースとして現状の仕組みの説明があったが、補足の説明が必要な部分や、ご意見等があれば伺う。
- ガイドブックの9ページにある活動領域のイメージ図について、地区街づくり協議会の活動区域の中に、建築協定エリア、地区計画エリア、地区街づくり協定エリアがある。建築協定エリア、地区計画エリアはよくわかるが、地区街づくり協定エリアが入っているのは、暫定的に地区街づくり協定エリアを設定し、将来的には建築協定になるかもしれないし、地区計画をかけるかもしれないエリアなのか、ずっと地区街づくり協定エリアで、誰が地区街づくり協定を管理するのも曖昧なままいくのか。この話は市街化調整区域を市街化区域にした時に、この取り扱いが関係してくるのではないかと考えるがいかがか。
- この図はあまりよくない。本来であれば、建築協定エリア、地区計画エリア、地区街づくり協定エリアが重なりを持つこともある。
- ▼イメージ図としてご理解いただきたいが、法律に基づかない制度として地区街づくり協定を作成したとしても必ずしも、建築協定や地区計画に繋がっていくことまでは想定していない。
- 地区街づくり協定の有効期限は定めることになっているのか。
- ▼有効期限については協定者が定めることになっている。管理については街づくり協議会が管理することになる。有効期限がいつまでか、住民が認識して、協定に基づき街づくりを進めていくことを意識していることが重要であり、管理をしている人だけに負担を負わせることは求めている。
- この辺りは、どこかで街づくり組織から推薦を受けている委員に、現場の状況について話を聞きたい。条例をこう変えてくれたらよいというような話もあるかもしれない。ルールと言っても絶対守らなければならないものから、守ってほしいとお願いするものまで、法律、条例により様々ある。地区計画は都市計画そのものになるので守らなければならない。建築協定はエリアを設定して、敷地ごとに賛同する人は守るが、賛同しない人は規制の範囲外となる。地区街づくり協定は、微妙な位置づけであるが、この街はこういう街にしていこうと皆で決めたものである。街のために守っていこうという人が大半であると思うが、地域外から来た人は守らない可能性もある。地区計画にすれば必ず守らなければならないので、地区街づくり協定ではなく地区計画にすればよいのではないかと思うかもしれないが、地区計画にするには合意形成の難しさがある。
- 専門家派遣の中で、一番多い依頼が建築協定を結んでいた地域において、高齢化により自分たちで協定を維持できなく、街並みを整えていくのが難しいので、地区計画に移行したいという内容だ。地区計画だと行政を巻き込んでやっていかないといけないので、そのプロセスへの助言をもらいたいという案件が年に3~4件出てきてい

る。特に横浜市の郊外部で多い。法的な区分と実態が違うのと、もう一つ「日本人のマスク理論」のように、誰も強制はしていないが、お互いに規制しあうような、コミュニティの中にあってもその温度差や濃さ、お互いけん制しあって、良好なコミュニティ形成ができていないところも見受けられるので、誰の味方でもない専門家の立場から指導できればよい。

- 地域でコミュニティの関係性ができていれば、厳しいルールをあてはめなくても、守られる部分もあり、お隣同士で気を付けることもできるかもしれない。関係性がないから初めからルールとして明示しないといけないのかもしれない。郊外の建築協定や地区計画にて、敷地の分割をしない制限や緑を設けましょうというルールを設けることで、若い人が入ってこれないこともある。課題の解き方も多様になってきている中で、この条例はどちらかというルールをつくることを目指している条例であるので、ルールではない解決策もあるということを想定したときに、それを条例に盛り込めるか(拾えるか)というあたりが中心的な議論かもしれない。つきみ野エリアでは、様々な制度活用し、運用していた中で、地区計画でよかったこと、困ったこと等、現場のリアルな話がある組織にいらっしゃるのが平田委員である。制度の話になってしまったが、他にご質問はあるか。
- 合意形成の話やコミュニティの中のつながりの話の観点から、出身地が違う人や外国人は、地域とコミュニケーションが取れているのか。言葉の壁や、伝統や意識がうまく繋がるようになってきているのか。それともルールを作るか、つukらないかの合意形成をする観点から、現在課題となっていることがあれば教えてほしい。
- ▼大和市は多くの国籍の方が住んでおり、言葉の壁というものもあると思う。実際の街づくり条例に関するところでいうと、街づくりのコミュニティの中でルールを作りましょう、計画作成しましょうという話が出てくるのは、ある程度、成熟したコミュニティになってきたところで、そういった話が出てきやすいという実感を持っている。つきみ野地区は、長年お住まいの住民が良好な環境を維持したいという思いから、様々な制度を使った支援や街づくりの推進を行っていただいている。多様な住民を包摂していくという仕組みは、みんなの街づくり条例の中では、作れていないが、そういうコミュニティが一度できればその組織に対して市は支援ができるのが現在の条例である。多様な市民の方をコミュニティに入れていくような仕組みを街づくり条例の中に入れていった方が良いというご指摘はごもっともであると思うので、それも含めて条例化できるのか事務局でも検討し、この会議の場でもご議論いただきたい。
- 合意形成が前提となっていることを超えられるかという部分がポイントの1つである。今の街づくりは合意形成してから行うよりは、有志で活動を始めて、目に見える形で賛同者を広げていく街づくりもある。空き家や農地の活用など、全体で合意しなくても賛同した人たちが広げていくようなものを受け止めることができる条例になるとよいと思う。今までの改正だと合意の基準は変わらないが、合意の確認の仕方が緩やかになっている。ディベロッパーが開発して、同じような環境、社会体験を持った人たちが集まっている場所での合意形成と、多様な人が住んでいる場所での合意形成について議論になることも考えられる。
- 以前、尾身先生に学会の大会に来ていただき、色々お話を聞いた時、世代間にしても多様な国籍の人に対して、コミュニケーションの取り方が一番重要で、合意形成の根本はコミュニケーションの方法をどうするかに帰着するとの話があり、とても印象的だった。メッセージの出し方、相手がどう受け取るかを考えて、どういうメッセージを出すか工夫の仕方、効果や合意形成のされかたが全く違う。市としてどういうメッセージをどういう人に向けて出すかをもう少し戦略的にやっていくことが重要である。
- そのメッセージを考えるのも、この会議の役割である。
- その通りだ。市が具体的にどうするかというより、地域の人が街をよくしていこうという時に、こういう活動を市が応援していくというところを、時代に合わせてどこまで、今までの制度に加えられるかということになる。

▼外国の方へのコミュニケーションで苦勞している自治会等もあるが、地域活動を支援していく部署もあるので、その部署でサポートしていく。例えば、まずは、ごみの出し方のルール等ご理解いただき、地域で生活していけるように支援する。街づくりとは別の次元で今行っている。

○それも街づくりの一部だ。

▼街づくりの一部だが、みんなの街づくり条例は、基本的に土地利用に関するルール作りの観点を中心にできている。コミュニケーション含めた中で、どうするかの見直しは今後必要になってくる。この条例は、都市計画的な位置づけで土地利用が中心となっているので、その手前のコミュニケーションを活発にしていくことが出発点となれば、そこからの支援をどうしていくかを条例のなかにどう反映していくかということもある。

○街づくり条例は特定の地域を限定したものであり、活動の区域を設定することが前提になっている。ある程度地域を跨いだ問題意識があるなかで、街づくりに参画しようという時に建付けがよくない。市民参画が活発にある中で、この条例が設定されているとスムーズに運用できるという想定の中でやってきたが、活発に活動している地域もあれば、そうでない地域もある。上手く動いていない地域に対してはある程度、トップダウンな視点がいると考えるが、トップダウンな視点を注入するポイントがあるのか知りたい。

○現状の仕組みの話をする、エリアを特定している。議論としては、皆が納得する活動エリアである必要があるかという点は、現状はなかなか厳しいが、議論の1つになると思う。制度上はボトムアップであるが、実際は、地域の課題に対して、市がみなさん一緒に考えませんかということは考えられる。行政が地域に対して、一緒に考えませんかというようなアプローチは今でも起きていることだと思う。自治体によっては、行政が提案して地域の人の意見を聴いて、計画をつくる仕組みを持っている場合もある。大和市にはその仕組みはなく、地域に対して働きかけて最終的にはボトムアップのようになっている。

▼その通りだ。今の条例は、街づくりの組織がないと、支援できない条例になっているが、組織という入れ物が必ずしも必要ない活動に対して、どう支援していくのかということも条例を見直すとなれば、課題になってくる。

○もう1点、視点としてポイントを確認したい。大和市全体のサイン計画や街づくりの重要な部分に関する監督部門がないような気がする。そういったものについては、みんなの街づくり条例の中では議論されないのか。

○この条例上はないが、隣接する町田市では、テーマ型まちづくり計画という仕組みを持っている。テーマ型というのは、エリアを特定しないで、このテーマについて住民提案したいという思いを受け止める制度を持っている自治体はあるが、大和市の今の条例ではそのような制度はない。大きな議論になるが必要であれば、議論としてあがってくる。ニーズが他の地域であるのかということも確認する必要があるが、論点としては考えられる。

○5年前に地区を回った時に、看板が全てポップ体であったことが衝撃的だったので確認した。

○街づくり賞の議論と並行して、じっくりみんなの街づくり条例の議論を行う。次回は都市計画マスタープランの課題図や、大きい地図を囲みながら大和の地域課題を理解する等、方法を事務局と相談して実施する。

7. その他

事務局より事務連絡。

次回の会議時は、大きいサイズの都市計画図を配布する。都市計画マスタープラン(課題の部分)を委員へ事前に送付する。

8. 閉会

以上